



2020年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社バルテクスコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 土屋 明秀
(コード番号 5290 東証第2部)
問 合 せ 先 経営企画室長 岩上 恭也
(TEL 03-3556-2801)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年6月26日開催予定の第2回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社に移行するため、監査役及び監査役会に関する規定を削除し、監査等委員および監査等委員会に関する規定を新設するとともに、関係条文について所要の変更を行います。
- (2) 併せて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定を新設します。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする旨の変更を行います。
- (4) 会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を減免することを可能とする旨の規定を新設します。
- (5) 上記に伴い、その他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設および条数等の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2020年6月26日
定款変更の効力発生日 (予定)	2020年6月26日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章</p> <p>第19条 当社の<u>取締役は、15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 増員により、又は<u>補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章</p> <p>第19条 当社の<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 増員により、又は<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、他の在任監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. 当社は、<u>会社法第329条第3項に基づき、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

(新設)

第22条～第23条 (条文省略)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

第26条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、ほかに取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第27条 (条文省略)

第28条 (条文省略)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第30条 (条文省略)

第5章 監査役及び監査役会

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ

5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条～第23条 (現行どおり)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第26条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。

第27条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、ほかに取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第28条 (現行どおり)

第29条 (現行どおり)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

とができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において予め補欠監査役を選任することができる。

2. 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 第1項の定めによる予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開催の時までとする。

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3. 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(削除)

(削除)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

<p><u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第41条～第42条（条文省略）</u></p> <p><u>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第44条～第46条（条文省略）</u></p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第36条～第37条（現行どおり）</u></p> <p><u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第39条 当社は、取締役会の決議によって、会計監査人の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第40条（現行どおり）</u></p> <p><u>第41条 当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議で定めることができる。</u></p> <p><u>第42条（現行どおり）</u></p>
---	---

附則	(削除)
<p><u>第1条 第44条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の設立の日から翌年の3月31日までとする。</u></p> <p><u>第2条 第29条及び第39条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役及び監査役の報酬等の額はそれぞれ次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 取締役 年額400百万円以内</u></p> <p><u>(2) 監査役 年額 60百万円以内</u></p> <p><u>第3条 当附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。</u></p>	

以 上